

第四次滋賀県環境学習推進計画(概要)【計画期間 令和3年度～令和7年度(5年間)】

資料3-1
計画本文はこちらから
御覧いただけます



<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/hozen/316940.html>

■計画の性格・背景 (P.2-5)

- ・「環境教育等促進法」が策定を推奨する県の行動計画
- ・「環境学習推進条例」に定める県の推進計画
- ・SDGs達成のためにはESDは必要不可欠な手段であり、ESDの考え方を取り入れた環境学習を推進

■課題から求められるもの (P.5-6)

- 原体験として自然に触れ、普段から自然と関わる
- 「地域学習」の中で、人と自然とのつながりに気づく
- 課題同士のつながりに気づき、分野を越えて取り組む
- 人材が育つ環境を整え、活動を支える
- 世界を視野に、琵琶湖の経験を伝え、学びあう

■基本目標 (P.7-8)

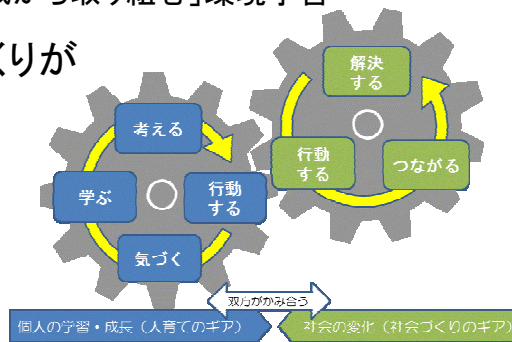
地域を愛し、自ら行動できる人育てによる、「いのち」がつながる持続可能な社会づくり

※知識を得るだけでなく、自ら行動をおこし、それにより社会が変わっていくことを目標とする。

■展開方向 (P.9-15)

- 遊び、親しみ、「体験する」環境学習
- 分野を越えて、「つながる」環境学習
- 地球を視野に、「地域から取り組む」環境学習

・人育てと社会づくりが
つながる
「ギアモデル」

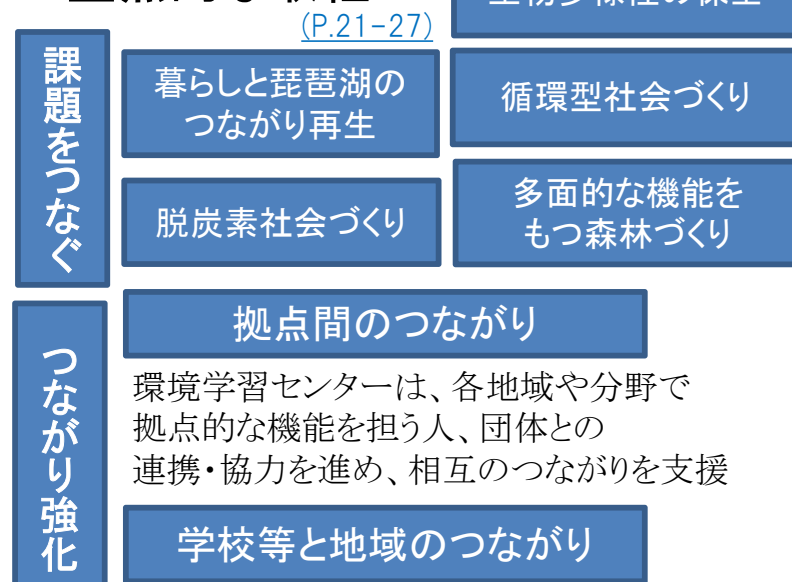


■県の施策の展開方向 (P.16-20)

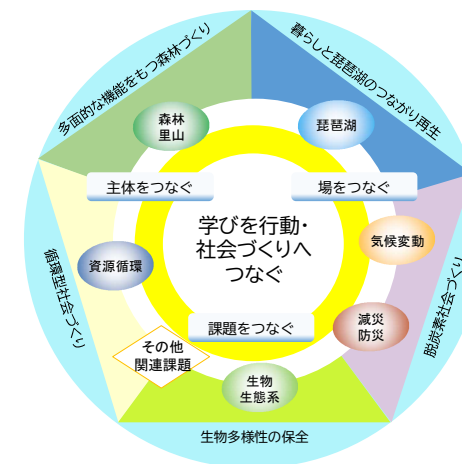
- | | |
|-----------------|----------------------|
| (1)人材育成および活用 | (2)環境学習プログラムの整備および活用 |
| (3)場や機会づくり | (4)情報の提供 |
| (5)連携・協力のしくみづくり | (6)取組への気運を高める普及啓発 |

- ・県の施策を体系別に6つの柱として掲げ、それぞれの柱における施策の展開方向と、「ギアモデル」のどの部分に効果がある施策かを提示

■重点的な取組 (P.21-27)



これら5つを重点的に取り組む課題とし、課題同士のつながりを意識して、環境学習の推進に取り組む。



■推進体制 (P.28-29)

- ・環境学習推進会議による、庁内の各種行政分野との連携
- ・環境学習センターによる支援機能
- ・多様な主体との協働、市町との情報共有・連携

■進行管理 (P.30)

- ・環境保全行動実施率をアウトカム指標に、計画の実施状況を測定
- ・施策体系別の指標の推移、各事業の自己評価と三層構造で評価し、結果を公表